

千葉県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年10月29日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総総第594号

令和2年10月21日

千葉県監査委員 大木正人
同 宮原清貴
同 伊藤康平
同 向後保雄
様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>イ 備品の管理を適正に行うべきもの (市民局)</p> <p>物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市中央コミュニティセンター及び松波分室の備品を抽出して確認したところ、備品票が貼付されていないもの、備品が確認できなかったもの、廃棄処分しているにもかかわらず引き続き備品明細一覧表に記録されているものが見受けられた。</p> <p>備品管理については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>千葉市中央コミュニティセンター及び松波分室の備品については、物品会計規則に基づき、管理する備品と備品明細一覧表を照合し、備品票の貼付けを行う等適正に管理している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 支出事務</p> <p>ア 補助金の効果を具体的に確認し、交付決定及び額の確定審査をすべきもの（保健福祉局）</p> <p>千葉県補助金等交付規則（昭和 60 年千葉県規則第 8 号）第 3 条第 2 項第 3 号によると、補助金等交付申請書には、補助事業等の効果を記載した書類を添付しなければならないとされ、同規則第 13 条によると、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するとされている。</p> <p>また、「補助金の執行事務の適正化について」（平成 17 年 5 月 12 日付け財政部長通知）によると、「補助事業等の効果」に係る書類については、省略することなく、交付決定前及び確定通知前に補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めるとされている。</p> <p>しかしながら、公益財団法人千葉県保健医療事業団運営補助金及び千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金においては、交付申請書に添付された事業計画書及び実績報告書に添付された事業実績報告書について、具体的な効果の記載が確認できない事例が見受けられた。</p> <p>補助金の交付決定及び額の確定審査については、規則等に基づき補助金の効果を具体的に確認されたい。</p>	<p>公益財団法人千葉県保健医療事業団運営補助金及び千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金に係る交付決定及び額の確定審査については、規則等に基づき補助事業等の効果を具体的に確認している。</p>
<p>(1) 支出事務</p> <p>エ 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの（緑区役所）</p> <p>補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 1 号によると、市長は、補助金等の交付</p>	<p>緑区自主企画事業については、令和元年度から、補助金交付団体に対し、補助対象経費</p>

<p>の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を附するものとされている。</p> <p>また、緑区自主企画事業補助金交付要綱第4条によると、補助金の交付を決定する場合には「補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、事前に区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の10分の1に満たないものについてはこの限りでない」との条件を附するものとされており、同補助金の交付決定通知書において、この規定を受けた条件が附されている。</p> <p>しかしながら、緑区自主企画事業補助金（地域づくり活動支援事業）においては、区長の承認を受けることなく経費の配分を補助対象経費の10分の1以上変更したものが見受けられた。</p> <p>補助事業の変更に係る承認審査については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>の10分の1以上の配分変更が見込まれる場合には事前に変更承認を受けるよう、補助金交付決定時等における指導を徹底するとともに、該当する団体から変更承認申請が行われた場合には適正に審査している。</p>
<p>(1) 支出事務</p> <p>オ 過誤払金の戻入を適正に行うべきもの (花見川区役所、緑区役所)</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条によると、過誤払金を返納させるときは、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされている。</p> <p>また、同施行令第160条によると、出納閉鎖後の過誤払金は、歳入としなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、一部の過誤払金においては、出納閉鎖前に返納されているにもかかわらず、歳入としていた。</p> <p>過誤払金の戻入については、法令に基づき適正に行われたい。</p>	<p>過誤払金の戻入については、令和元年度以降の支出に係るものから、法令に基づき適正に行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 使用料の算出を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>行政財産使用料条例第2条第1項第1号によると、土地の使用に係る使用料は、市長が評定した土地価格に基づき算定するとされている。</p> <p>また、「公有財産管理事務の手引」によると、土地価格とは前年度固定資産税評価額とされている。</p> <p>しかしながら、一部の使用料の算出においては、現年度固定資産税評価額を土地価格としている事例が見受けられた。</p> <p>使用料の算出については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>使用料の算出については、令和2年1月7日付けで、都市局長から各所属長に対して、行政財産使用料条例等に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p> <p>なお、過大に徴収した使用料については、令和元年度中に還付した。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 補助金の交付決定に伴う要件の調査を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査するものとされている。</p> <p>しかしながら、一部の補助金については、要綱に補助金の交付の対象となる者は市民税等の滞納がないことの要件が付されているにもかかわらず、交付決定に係る審査に当たり、申請の前年度の市民税等に滞納がないことについては調査していたものの、前年度以外の滞納状況については調査していな</p>	<p>補助金の交付決定に伴う要件の調査については、令和2年1月7日付けで、都市局長から各所属長に対して、補助金等交付規則等に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、令和2年度から適正な運用を行っている。</p>

<p>かった。</p> <p>補助金の交付決定に伴う要件の調査については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 目節の区分を適正に行うべきもの (教育委員会)</p> <p>千葉県予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）第43条第2項によると、歳出予算に基づいて行う支出負担行為は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の規定により区分した目節の区分に従って、これをしなければならぬとし、交際費で執行すべきものは、「行政執行上あるいは団体の利益のために、団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費」とされ、負担金、補助及び交付金のうち、負担金で執行すべきものは「法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなる経費」、補助金で執行すべきものは「特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に反対給付を求めず支出する経費」とされている。</p> <p>しかしながら、学校長渉外費については、地域社会との連携・協調を図るための慶弔金等を交際費として各学校に配付すべきところ、補助金の交付手続により、各学校長に負担金として交付していた。</p> <p>目節の区分については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>学校長渉外費については、令和2年度から交際費として各学校に配付している。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ウ 補助金交付要綱に補助対象とする具体的経費を明示すべきもの（教育委員会）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（平成17年5月12日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱に</p>	<p>文化財保護事業補助金については、令和2年4月1日に補助金交付要綱を改正し、別表に具体的な区分と費目を規定した。</p>

<p>は、補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示することとされている。</p> <p>しかしながら、文化財保護事業補助金については、要綱で補助対象経費を「後継者養成経費、現地公開経費」等と規定するのみで、補助対象とする具体的経費を明示していなかった。</p> <p>補助金交付要綱については、通知に基づき規定を整備し、具体的経費を明示されたい。</p>	
<p>(3) 契約事務</p> <p>ウ 物品の調達事務を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号によると、随意契約により契約ができる場合として、競争入札に付することが不利と認められるときとされている。</p> <p>しかしながら、学校施設課において調達を行った出退勤管理システムに係る外部機器の購入については、一般的な消耗品であるにもかかわらず、サポート及び故障修理を一括して受けることができるため競争入札に適さないとの理由により、本号に該当するものとして、システム本体の契約を締結した事業者と随意契約を締結していた。</p> <p>物品の調達事務については、法令に基づき適正に行われたい。</p>	<p>各学校の物品調達事務については、学校施設課長から所属職員に対して、令和元年11月28日に、地方自治法施行令に基づき、適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 交通費・旅費の支払を適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p>非常勤職員等事務の手引によると、非常勤嘱託職員の交通費は、実費相当額を支給するものとされている。</p> <p>また、非常勤嘱託職員の旅費についても、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）第8条第4号及び第9条により、一般職の職員と同様の支給方法により支給するものとされており、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉市条例第31号）第7条によると、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとされている。</p> <p>しかしながら、子どもルーム利用料徴収嘱託員及び母子父子寡婦福祉資金徴収嘱託員の交通費については、定額を定め、旅費相当額を含むものとして支給していた。</p> <p>非常勤嘱託職員の交通費及び旅費の支払については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>子どもルーム利用料徴収員及び母子父子寡婦福祉資金徴収員の交通費については、条例に基づき、令和2年4月分から実費相当額を支給することとした。</p> <p>また、旅費については、令和2年4月分から一般職の職員と同様の支給方法により支給することとした。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 業者選定審査会等の運用を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>「予算及び契約事務の適正な執行について」（平成24年6月1日付け総務局長・財政局長通知）によると、修繕や業務委託等において、各局の業者選定審査会等を設置し、見積業者の選定や資格要件の設定、随意契約の適正化などに係る審査について機能の強化を図ることとされている。</p> <p>建設局においては入札参加資格等審査会を設置しており、建設局競争入札</p>	<p>設計金額1,000万円以上の業務委託等については、令和2年度分から、建設局入札参加資格等審査会の審査を経た上で発注している。</p>

<p>等参加資格審査会設置要綱第7条によると、審査会は、施行決定を省略する場合を除き、設計金額1,000万円以上の業務委託等に係る随意契約の相手方及び理由について審査するとされている。</p> <p>しかしながら、一部の修繕については、必要な修繕を一括で発注せずに、設計金額を1,000万円未満に分割して、同一業者に複数回発注しているが、設計金額を合算すると1,000万円以上になっていることから、設計金額が1,000万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価される。</p> <p>業者選定審査会等の運用については、契約に係る手続の透明性及び公平性を確保するため、適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 契約事務</p> <p>ウ 廃棄物の運搬を適正に行うべきもの(建設局)</p> <p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第1項によると、車両の運転者は、積載重量の制限を超えて車両を運転してはならないとされている。</p> <p>しかしながら、農業集落排水施設汚泥処理業務委託においては、廃棄物である汚泥の収集運搬に当たり、過積載が見受けられた。</p> <p>廃棄物の運搬については、仕様書等に過積載を防ぐための方策を明記するなど防止策を講ずるとともに、適正に行うよう受注者を指導されたい。</p>	<p>廃棄物の運搬に係る過積載の防止策については、令和2年度の委託から、受注者に対して、業務計画書への明記を求めている。また、積載量が使用車両の最大積載量の9割程度になるよう、積込み時における作業による車載水位計の確認と、確認結果を撮影した写真の業務報告書への添付を求めることとした。</p> <p>さらに、計量票を運搬直後に受注者から送付させ、その都度過積載がないことを確認している。</p>
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>イ 債権管理を適正に行うべきもの(美浜区役所)</p> <p>千葉県債権管理条例(平成24年千葉県条例第7号)第5条によると、債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければ</p>	<p>心身障害者福祉手当及び心身障害者医療費助成の過誤払に係る返納金の台帳については、債権管理台帳を作成し、台帳に基づき債権の適正な管理及び効率的な事務処理を</p>

<p>ばならないとされている。</p> <p>しかしながら、心身障害者福祉手当及び心身障害者医療費助成の過誤払に係る返納金については、台帳が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>台帳は、債権を適正に管理し、効率的な事務処理を行うために必要なものであることから、台帳の作成に当たっては、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行っている。</p>
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ウ 郵券の管理を適正に行うべきもの (美浜区役所)</p> <p>「郵券の適正管理について」(平成30年9月19日付け会計管理者通知)及び郵便切手取扱方法によると、郵券の管理については、鍵を二重にするなど保管の徹底を図り、その管理に万全を期することとされている。</p> <p>しかしながら、社会援護課においては、金融機関への調査等の返信用として使用する郵便切手について、毎月使用が見込まれる枚数を物品交付請求書により交付を受けたのちに、返信用封筒に貼付したものを鍵のかからない机の引き出しに保管し、職員が自由に取り出せるようにしており、管理が適正に行われていなかった。</p> <p>郵券の管理については、適正に行われたい。</p> <p>また、郵便切手の亡失等を考慮した上で、料金受取人払制度の活用について検討されたい。</p>	<p>郵券を貼付した返信用封筒は、保管場所の鍵の管理を厳重に行うとともに、使用の都度、物品交付請求書を作成して交付を受けることとし、所属長より職員に対して郵券の管理について、周知徹底を図った。</p> <p>料金受取人払制度の活用については、1件につき15円の手数料がかかることから、郵券を購入したほうが経済的であり、適正な管理により亡失の恐れもないことから、制度の活用は行わないこととした。</p>